

都留市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 8 号

都留市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

都留市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年都留市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

5 市長	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 中

「

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

を

生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

に、

国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

を

健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

に改め、同表に次のように加える。

25	市長	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
26	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
27	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
28	市長	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
29	市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)の規定による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
30	市長	母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)の規定による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
31	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
32	市長	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
33	市長	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60

		年法律第 34 号)の規定による福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
34	市長	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
35	市長	健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)の規定による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
36	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の規定による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、本則の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 48 号)の施行の日から施行する。